

議案第 1 号

令和 7 年度五所川原市一般会計補正予算（第 6 号） （教育委員会所管分抜粋）

令和 7 年度五所川原市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 957,204 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,336,340 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 1 月 1 9 日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

第 3 表 債務負担行為補正

変 更

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
補正前	年度当初から実施する必要がある業務のうち、令和8年度一般会計当初予算議決後からの年度開始前契約準備行為では事務処理上支障を来たす以下の業務等 ・公共施設の清掃・警備・電話交換・建物維持管理業務 ・一般廃棄物処理場・プラスチック類処理施設の管理運営業務 ・ごみ収集・処理業務 ・バス運行管理業務 ・印刷業務 ・ソフトウェアの使用 ・予防接種ワクチンの購入	令和8年度から 令和8年度まで	令和8年度一般会計当初予算に計上する 当該業務に要する経費
補正後	契約開始期間を年度当初としなければ支障を来たす業務等		

補正予算に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間		期 間		特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
契約開始期間を年度当初としなければ支障を来す業務等	令和8年度一般会計当初予算に計上する当該業務に要する経費			令和8年度から令和8年度まで					